

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支えるため、40歳以上の方が加入する制度で、皆さんの保険料が大切な財源となっています。満40歳になる月から満65歳になる月の前月分までの介護保険料は皆さんがそれぞれ加入している医療保険の保険料と一緒に徴収され、満65歳になる月からお住いの市区町村に納付していただきます。

町では、今年度の住民税の課税状況をもとに満65歳以上の方の介護保険料を決定し、6月中旬に介護保険料納入通知書を郵送します。

介護が必要となったとき、安心して介護保険のサービスが受けられるよう介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

所得段階	所得などの条件	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	21,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人	35,100円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の人	49,200円
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	63,200円
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人	70,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	84,300円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	91,300円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	105,300円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	119,400円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	133,400円

※平成27年度から公費による第1段階の方の保険料の軽減を行っていますが、平成31年度から消費税10%への引き上げに合わせて第1段階から第3段階の方の保険料の更なる軽減を行っています。

【納付方法】

納付方法は、特別徴収と普通徴収の2通りがあります。

- ①特別徴収:年金の年額が18万円以上の方は年金から天引きされます。6月に決定した保険料の年額から本年4月、6月、8月の仮徴収分を差し引いた額が10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。
- ②普通徴収:年金から天引きされない方、65歳になったときや他市区町村から転入したときなどは、納付書または口座振替により納付していただきます。保険料は6月から翌年3月までの10期に分けて納付してください。

健康介護課 ☎388-7171